

## 日本小児循環器学会高尾賞 顕彰実施規約

### (目的)

- 1) 本賞は、日本のみならず、世界の小児循環器医学の発展に多大な功績を残された故高尾篤良東京女子医科大学名誉教授（元日本小児循環器学会理事長）を追悼記念するとともに、小児循環器医学の発展に顕著な功績のあった研究者を選定し、顕彰することを目的とする。
- 2) 本賞は、近年（過去5年間）において小児循環器医学の各分野（基礎研究、臨床研究、学会活動、医療活動など）において継続的に顕著な業績をあげた研究者に対して行うものとする。
- 3) 本賞の名称は、「日本小児循環器学会 高尾賞」とする。

### (応募資格および選考方法)

- 1) 本賞の候補者は、本規約の目的2)に該当する業績を有し、申請時に継続して5年以上日本小児循環器学会会員であることとする。年齢制限は設けないが、今後もこの分野で継続的に中心的な役割を果たすことが期待できる研究者を優先する。
- 2) 他の学会賞への応募と重複しないこととし、応募は1施設（1教室）から1名とする。
- 3) 候補者は、日本小児循環器学会顕彰委員会が準備した所定の申請用紙を記載し、過去5年間の業績の詳細、代表的論文3編、および小児循環器学会評議員2名による推薦状を添えて、毎年1月4日より3月31日までの間に委員会に提出する。
- 4) 顕彰委員および顕彰委員会が指名する選考委員を合わせた高尾賞選考委員会（補足1）により、5月30日までに受賞者1名を決定する。ただし、高尾賞選考委員会による選考の結果、該当者なしとすることもあり得る。顕彰委員会は、その選考過程と選考結果を、日本小児循環器学会理事長（以下「学会理事長」とする）に報告する。
- 5) 顕彰委員は学会理事長が学会理事の中から指名する。任期は理事の任期と同一とし、学会理事長の判断に基づき再任は可能とする。

### (顕彰)

- 1) 顕彰は、賞金（10万円）と表彰盾とする。
- 2) 学会理事長は、各年の日本小児循環器学会学術集会において選考結果を公表し、賞金、表彰盾を受賞者に授与する。顕彰委員会は、学会広報委員会などを通じ

て、受賞者と受賞内容を広く社会に表明する。

- 3) 受賞者は、その業績について、各年の日本小児循環器学会学術集会において講演を行い、日本小児循環器学会誌に総説を執筆する。

(補足)

- 1) 顕彰委員会は、毎年日本小児循環器学会評議員の中から査読能力の高い小児循環器医および小児心臓外科医若干名を選考委員として指名し、顕彰委員を合わせた高尾賞選考委員会を構成する。ただし、候補者と同一施設の者、候補者または推薦者と直接的に利害関係にある者は選考委員になることはできない。
- 2) この要項に定めるもののほか、顕彰に関する必要な事項は、委員会の提言のもとに学会理事長が定めるものとする。

(附則)

- 1) この規約は、平成22年7月7日より施行する。
- 2) この規約は、平成23年1月15日から改正施行する。  
(応募資格および選考方法) 3) 一部改正、5) 追加記載  
(顕彰) 1) 一部改正
- 3) この規約は、平成29年1月21日から改正施行する。  
(応募資格および選考方法) 1) ~ 5) 一部改正  
(顕彰) 1) ~ 2) 一部改正  
(補足) 1) 一部改正